


<p style="text-align: center;">岡山県公報</p>	<p style="text-align: center;">目次</p>	<p>○ 岡山県税条例の一部を改正する条例 【条 例】</p> <p>○ 公布した条例の解説 【解 説】</p>
<p style="text-align: center;">発行 岡山県</p>	<p style="text-align: center;">担当課（室）</p>	<p style="text-align: center;">税務課 総務学事課</p>
		
<p style="text-align: center;">目次</p>		
<p style="text-align: center;">担当課（室）</p>		

外号 岡山県公報 1日3月0年30平成

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項本文の規定により知事が処分した岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第四十九号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「同条第三十七項」を「同条第三十九項」に、「によつて」を「により」に改める。

第四十三条第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「及び」を「（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）及び」に改める。

第六十六条第一項中「においては」を「には」に、「一戸について」を「一戸」に、「について」を「」について」に改め、同項第三号中「に係る」を「の用に供する」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「第六十九条の二第一項」を「次項」に、「同項」を「第六十九条の二第一項」に、「同項」を「。次項」に改め、同条第五項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「においては」を「には」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項、第六十七条第一項及び第六十九条の二第一項において同じ。）一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

一 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第六十九条の二第一項の規定に該当する場合に限る。）

二 土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第六十九条の二第一項の規定に該当する場合に限る。）

第六十六条の二第一項中「前条第四項に規定する」を「前条第五項の」に改め、「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条第二項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「前条第四項」を「前条第五項」に改め、「同条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第六十七条第一項中「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に、「の期間」を「、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第六十九条の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内の期間」に改め、同条第二項中「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項各号」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第六十八条中「によつて」を「により」に、「若しくは第二項第一号」を「第二項第一号若しくは第三項」に改める。

第六十九条第一項中「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に改める。

第六十九条の二第一項中「（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）」を削る。

第六十九条の九中「並びに同条第二項各号列記以外の部分」を「同条第二項各号列記以外の部分及び同項第一号並びに同条第三項各号列記以外の部分」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

附則第十四条の六第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「同項第一号」を「同項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「同号」を「第六十六条第一項第一号」に、「土地の取得の日」を「同日」に、「当該取得の日から三年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として」を「同号に規定する」に改める。

附則第十五条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「若しくは第十七条の二の二第二項」を「、第十七条の二の二第二項若しくは第十七条の二の三第一項」に改める。

附則第十七条の二中「一戸について」を「一戸」に、「ものについて」を「もの」に改める。
附則第十七条の二の二第二項中「（以下この条）」の下に「及び次条」を、「。以下この条」の下に「及び次条第一項」を加え、「を行った後、当該改修工事」を「（以下この項及び同条第一項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行った後、当該住宅性能向上改修工事」に、「この項」を「この項及び同条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の減額等）

第十七条の三 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から二

年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で令で定めるもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額から百五十万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 第六十九条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請手続、当該不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「六月」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

附則第十七条の三第一項中「によつて」を「により」に、「をいう」を「を」をいう。第三項において同じ」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「又は第二項」を「から第三項まで及び前条第一項」に改め、「不動産取得税の課税標準となるべき」を削り、同条第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に、「中に第一項に規定する」を「中に」に改める。

附則第十八条第二項から第八項までの規定中「第十二項」を「第十三項」に改める。

附則第十九条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第二十条第九項中「及び第十一項」を「から第十二項まで」に、「並びに衝突」を「、衝突」に、「を備える」を「又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（次項及び第十三項において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備える」に、「附則第十二条の二の四第九項第三号」を「附則第十二条の二の四第九項第四号」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第二十一条の四第三項第二号において同じ。）が八トンを超え二十トン以下のトラック（省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項及び第十三項において同じ。）であつて、同法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準（法附則第十二条の二の四第九項第二号に規定する車両安定性制御装置に係る保安基準をいう。次項において同じ。）及び道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準（法附則第十二条の二の四第九項第一号に規定する衝突被害軽減制御装置に係る保安基準をいう。次項において同じ。）及び道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日

以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準（同号に規定する車線逸脱警報装置に係る保安基準をいう。第十三項において同じ。）のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第二十条中第十三項を第十四項とし、同条第十二項中「車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。附則第二十一条の四第三項第二号において同じ。）が十二トンを超えるバス等」を「法附則第十二条の二の四第九項第一号に規定するバス等及び車両総重量が三・五トンを超え二十二トン以下のトラック」に、「同法」を「道路運送車両法」に、「車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令で定めるもの」を「車線逸脱警報装置に係る保安基準」に、「まで」を「（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「附則第十二条の二の四第十一項各号」を「附則第十二条の二の四第十二項各号」に、「附則第十二条の二の四第十一項第四号」を「附則第十二条の二の四第十二項第四号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第二十一条の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
（法人の事業税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の岡山県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の

例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

4 新条例附則第二十条第九項から第十一項まで及び第十三項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(解説)

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について

地方税法の一部改正に伴い、住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例措置の適用期限を延長する等所要の改正を行うものである。